



あっという間の1か月でしたが、  
新入職員の方々社会人生活に慣れてきたでしょうか？



## 今年の昇給についてお聞きしました。

今年の昇給についてお知らせします。今年は、同一労働・同一賃金に対し全員が平等に処遇の改善が図られるように・・・そして努力した(在籍)職員が優遇されるように昇給し年収格差是正を図りました。(ただし退職する職員は対象外とします)理由として、法人の規模は県内で1番の収入です。他の法人事業所の規模は入所施設で50名以上の規模となる施設が多くあります。もしも単独だったら現状では職員処遇は難しいです。皆さんの各事業所は小規模の事業所ですが、40事業所が一つになる事でワンパワーとなり職員に優遇される訳です。

そうですね。もし私が1事業所の職員だとしたら・・・想像すると怖くなります。  
今、取り組まれている事、考えていらっしゃる事柄を教えてください。

- ①年ごとに新卒者や既卒者の基本給が上昇している事によるバランスの在り方について。
- ②他事業所職員募集に関する平均基本給のあり方について。
- ③年間労働時間(有給含む)に対する労働対価と基本給のあり方について
- ④福利厚生が非常に優遇されている事での基本給外のあり方について。  
正職員月約17,000円 契約職員月約3,000円 非常勤職員 月約2,000円  
(国庫退職共済や退職積立や企業年金、よかセンター等加入による法人の一人月負担金の支給・・・)
- ⑤手当については住宅手当や勤務形態や送迎に対する対価として優遇していますが、今回の手当改正で夜勤手当を現状より4月から1回500円プラス致します。

たくさん職員がいる中で、現状を踏まえて、良い方向へ改善を行って行かなくてはならない事、本当に大変な事と思います。そして、様々な事を考えて頂いている事、ありがたいと思います。

理事長、事務局長60歳以降は昇給していません。  
しかし、法人は職員のバランスを考えて、65歳まで昇給しています。

他の企業では昇給がないと聞きます。ありがたいお話しです。  
さらに、また、ありがたいお話があるとお聞きしたのですが・・・

一時金の事ですね。

法人は平成29年度業績予測に応じて職員に還元致します。4月28日を支給予定日としています。(1・退職する職員や正・契約職員で10%以上、非常勤職員は15%休んだ場合は対象外とする。2・支給対象者は入社後1年経過している職員が基本となりますが、今回の一時金は半年経過した職員にも一部還元致します)昨年度(28年度)より、平成29年度は皆さんの頑張りによって増収致しましたので、今年は比例して基準に応じて還元致します。

更に、県内で平成29年度社会福祉事業収入が3年連続1位になれば職員に還元する予定としますので、10月の研修を楽しみにしてください。

本当にありがたいことです。  
今年も県内一の法人となるように、私たちもそれぞれの担当業務をチームを持って頑張っていきたいと思っております。

身も！心も！

# ハッピー大作戦

(ダイバーシティ推進企画実施中！)

